

国土交通省

2003年7月23日(水)10:30～11:45 国土交通省1階共用会議室

国土交通省側出席者

住宅局建築指導課 課長補佐 高見
総合政策局国土環境 調整課 課長補佐 松野
総合政策局建設業課 係長 灰差
官庁営繕部建築課 課長補佐 佐藤
官庁営繕部建築課営繕技術管理室 室長補佐 澤永
海事局船用工業課 係長 岡本
海事局安全基準課 課長補佐 山田
海事局造船課 課長補佐 礼田

窓口：大臣官房総務課総務係 川上、TEL 5253-8181/FAX 5253-1523)

全国連側出席者

13名：古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、西雅史、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男、村上博子

1. 全省共通項目

厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】住宅局建築指導課としては、厚生労働省における作業の詳細を認知しているわけではないが、この報告書を受けて厚生労働省が進められている政令改正作業等を連携しながらわが方としてできることに努めていきたいと考えている。

【古谷】厚労省が禁止すれば、自動的に建材へも使えなくなる。建築基準法関係の告示等からも言わば自動的に削除されることになると思うのだが、その際には、削除することに賛成か反対か意見を求めるパブリックコメント手続など行なわずにやってしまうのか。

【住宅局建築指導課回答】規制の新設 改廃に関しては何であれやる必要があるので、あらためてパブリックコメント手続を行なうことになる。

厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

要請書まえがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議の意見(別添)に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界(建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等)から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行ったり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】こういうかたちで要請を受けているが、その他関係業界からの働きかけ等は、

ない。付け加えさせていただければ、厚生労働省によるアンケート調査等に際しては、当省の関係部署の方から全建総連等の皆様方に状況等の確認するなどさせていただいているところと聞いている。

現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】これも住宅局として回答させていただくが、過去の要請の場でも、そういったものの周知を図るという説明をさせていただいているが、... (危険性等について)... 新たなクリソタイルの規制ということもあるので、機会をとらえてさらに周知を図ってまいりたい。あるいは管理の徹底を呼びかけていく等のことを考えている。

【以下は、最後までひととおりのお話を終えた後のやりとり】

【大内】今後周知を図っていききたいということだが、具体的にその準備に入られているかどうかということ、冊子等をつくるというお考えかと思うが、そういうことを行なう場合に内容について、パブリックコメントに類したかたちで意見を求めたり、協議を行なったりするようなことはお考えか。

【古谷】ひとつには、歌舞伎町の火災事故を契機としたすでに行なわれた建築基準法関係の改正事項の周知の中でやろうという話がひとつあった(1- 回答)。もうひとつは、安衛法施行令改正後に、おそらく建築基準法関係の告示等の見直しということになると思うが、その改正時も含めて二段階で考えているのか。

【住宅局建築指導課回答】今の時点で確定的なことは言えないが、すでに行なった定期報告に関する制度改正の周知の機会はある。それは近々に行なわれる予定だと思うが、そういった中でも周知し、政令(改正)がもう少し確定した段階で、私どもの方で必要な措置をとるときに再度周知を図るといった、機会があれば、あらゆる機会をとらえて周知したいと考えている。今ご指摘いただいた2回は必ずある。そのことだけで冊子をつくるのかは、今のところ考えていないが、定期報告制度というのは建物の所有者に建物の適正な維持管理を促すものなので、包括的な中に入れていきたいと考えている。

【古谷】今回の改正の趣旨は防火対策の徹底。

【大内】今後周知を図っていききたいということだが、具体的にその準備に入られているかどうかということ、冊子等をつくるというお考えかと思うが、そういうことを行なう場合に内容について、パブリックコメントに類したかたちで意見を求めたり、協議を行なったりするようなことはお考えか。

【古谷】ひとつには、歌舞伎町の火災事故を契機としたすでに行なわれた建築基準法関係の改正事項の周知の中でやろうという話がひとつあった(1- 回答)。もうひとつは、安衛法施行令改正後に、おそらく建築基準法関係の告示等の見直しということになると思うが、その改正時も含めて二段階で考えているのか。

【住宅局建築指導課回答】今の時点で確定的なことは言えないが、すでに行なった定期報告に関する制度改正の周知の機会はある。それは近々に行なわれる予定だと思うが、そういった中でも周知し、政令(改正)がもう少し確定した段階で、私どもの方で必要な措置をとるときに再度周知を図るといった、機会があれば、あらゆる機会をとらえて周知したいと考えている。今ご指摘いただいた2回は必ずある。そのことだけで冊子をつくるのかは、今のところ考えていないが、定期報告制度というのは建物の所有者に建物の適正な維持管理を促すものなので、包括的な中に入れていきたいと考えている。

【住宅局建築指導課回答】そうではあるが、建築物の適切な維持管理の徹底ということが定期報告制度のもととの趣旨であり、現在、定期報告の業務基準という解説をつくっているのだが、そのような中で、例えば、防火被覆に使われているアスベストの管理状況についても注意するような記述を入れていきたいと考えているところ。

【大内】今まで大量に使われていた物質が建材に使われなくなるという大きな流れがあるわけなので、そういう何かの政策に補足的につけて行なうような施策ではなく、単独でアスベストについての周知が必要ではないかと思うが、そのようなお考えはないか。

【名取】基本的な認識というか、危機感をもっていただかないと。建築に使われてきたアスベストが国民の命にどれだけの影響を与えてきたのかということを考えなければいけない。(歌舞伎町の事件で)44人の尊い命が失われたので改正をするのならば、この間の30年間でおそらく1万人ではすまないくらいの人数が建築のアスベストによって命を落とすということがもう予想されている。一瞬にして44人の命が奪われるというのはたしかに衝撃的なことだが、じわりじわりと発生していくアスベスト被害を踏まえたうえで、厚生労働省は労働者の命や健康のために禁止するということが、国土交通省でできることがいろいろあるだろう。それを考えようということで、私たちは要望をしている。先ほど、アスベストの危険性について認知した時期から注意したと言われたが(2- 回答)では、いつから危険性がわかったのか。昭和10年代からもの本に書かれている。アスベストは危険だと。シックハウス対策に着手されていることは承知しているが、この建材が国民にとって安全なのかということ踏まえた施策をしていただきたい。

【永倉】具体的な話で補強したいのだが、東京都練馬区で昨年暮れあたりから、区の施設のアスベストがどうなっているのかということで同区の営繕課等とやりとりをしてきた。そうすると、保育園を含む区民施設が325件あるうちの調査を必要とした施設が144件、そのうち吹き付けがあってグレーな部分つまりちゃんと現地調査とかなければならないのが19、とか出てきている。小学校、中学校、幼稚園を全部含めると433の施設から、サンプリング調査が必要だという結果。その結果は8月に公表されるので、この場には間に合わなかったが、話を聞いてみると、かなり対策をとらなくてはならないものがあると思う。練馬区だけでも調べてみるとそれだけ出てきてしまう。国のレベルでも最低国有施設についてだけでも、そういった調査を早急にやっていただきたい。国民は、そういう危険な施設については、そこに入りたくない、子供を入れたくないという気持ち行使する権利をもっているはずだ。権利を行使するのに必要な情報を公表してもらいたい。また、国がやれば民間にも波及するので、主導的にやっていただきたい。

全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【回答なし】

アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要がある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】省庁間の連絡会議ということではないが、すでに情報交換、あるいは担当者が相互に説明等、私どもの方から厚生労働省の状況をお聞きする等の連携を図っているところである。

2. 建設行政におけるアスベスト問題

厚生労働省の「石綿の代替化等検討委員会報告書」に示されたように、「代替不可能な建材はない」との認識をもたれているか、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】コストや現実性を捨象して、とにかく代替できるのかということであれば、おそらく代替不可能な建材はないだろうと思う。あるいは危険性の少ないもので、代替不可能な建材はないということも書かれていると思うが、私どもの方で、報告書に書かれている業界等の状況を確認したとか、書かれている以上の情報を承知しているわけではない。代替可能な建材が増えているということは、もう承知している。

建材の多くは、古くより石綿含有でない製品も多く、一定の耐火性能を有していたと思われる。一例を挙げれば、瓦では既存の大和瓦や厚型スレートがあり、石綿含有の化粧スレート屋根材は、健康影響を考えれば開発当初から他の鉱物繊維含有でも可能な「不要の」製品だった、との意見

もある。建材に多いアスベスト含有製品が、本当に必要な製品であったのか、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】ある程度の危険性が認知されるまでは、アスベストのもっている不燃性等の性能が評価されていた建材なので、私どもが不燃材料としての性能を評価している間においては、アスベスト自体の危険性が明らかになるまでは、建材として有用なものであったと認識されていたと考えているところ。

アスベスト含有建材 屋根材、押し出し成形板、波形・平形スレート、サイディング、建設塗料等のあらゆる建材のノンアス化の状況及び見込みについて、承知されていることを、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】先ほど申し上げたように、報告書にある以上の知見を残念ながらもっているわけではない。

全国の自治体の営繕関係課への通達を行って、各自治体の保育園、幼稚園、公立施設の吹き付けアスベスト及びアスベスト含有建材の実態調査を早急に行うべきである。公共施設のアスベストについて、国民は情報を得、回避する権利が保証されるべきと考える。アスベストの調査結果を公表し、適切かつ十分なリスクコミュニケーションがはかられるべきと考えるが、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

平成6年に建設省が定めた「環境政策大綱」は、国土交通省においてどのように位置付けられているか、まず、うかがいたい (<http://www.hrr.mlit.go.jp/library/kankyou/a/02.html><http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/envi/epomoc.htm>)。「環境政策大綱」において、大気環境の保全の見地から、建材の有害物質対策は、どのように進められているか、お考えをお聞かせいただきたい。

【総合政策局国土環境 調整課回答】(同大綱の説明がなされたが、テープ聞き取れず。)

【大内】有害物質対策というものが含まれていないということか。

【総合政策局国土環境 調整課回答】含まれていない。

【大内】今回のようにアスベスト問題が提起される背景には、国土交通省の全体の建築行政の中でアスベスト問題が抜け落ちてしまっていることが問題だと思う。せっかく「環境政策大綱」というかたちで、「環境基本計画」に先んじてつくったものだと思うが、そういうものを省をあげてつくっているのに、それに有害物質対策が全然取り込まれていないとは、私は思っていない。中の項目によってはそのように書いてあったところもあると記憶している。盛り込まれていないとしたら、それが大きな問題だ。平成6年時点のものを、国土交通省になってからもそのままにしていることも問題。その間に有害物質対策もどんどん進んでいるので、もう一度「環境政策大綱」を見直す考えはないか。

【総合政策局国土環境 調整課回答】(よく聞き取れない回答だが、見直しの検討はされている?)

【大内】改訂の過程もできるわけ私たちにわかるかたちで進めていただき、意見の交換もやっていただきたい。

建築基準法第1条は、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とある。発がん物質であるアスベストを含んだ建材の使用は、国民の生命と健康に影響を与えており、「保護を図る」法律の目的と反していることについて、国土交通省としてはどのように

お考えか、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】国民の生命、健康を保護する法律というのは建築基準法だけでなく他の様々な法令も含めて国民の生命、健康が守られているものであり、建築基準法において、この問題についてどう規定するか、どう対処するかは、今後、厚生労働省の定める政令等と連携しながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えている。

【大内】いま現時点でのアスベストへの対応が、建築基準法第1条の目的に沿って十分に行なわれているとお考えか。

【住宅局建築指導課回答】十分かということについては、今後、厚生労働省が新規輸入あるいは製造することを禁止するというを受けて、必要な措置を考えていきたいと思う。

【名取】建材とかが健康に影響を与えるようなものではないようにつくるといって、労働省がやるからではなく、考えなくてはならないのではないか。

【住宅局建築指導課回答】材料段階での規制というものについては、今まで建築基準法というのは、扱ってきていなかった分野。昨年、ホルムアルデヒドに関する規制を入れたが、それがむしろ例外であって、その他の化学物質、有害物質の規制については、環境省あるいは厚生労働省の製品の製造段階での規制というものが中心であったのではないかと。先ほど申し上げたのは... (一部聞き取れず)... 役割分担をしながら、規制の間に落ちないようにしながら、それぞれの責任をきちんと果たすということで国民の健康を守るといって考えている。おっしゃるとおり、私どもの方で手落ちがないかという意味では、積極的に検証していく必要性というのは認識しているものと考えている。

やはり、一番危ないのはアスベストを使って作業される方あるいは解体作業をされる方、その次に、アスベストが使われている環境で曝露する方。そういう意味では、各国の事例をみても、労働行政の方からこの問題に取り組んでいる国が多いように感じられる。シックハウスの問題で建設行政サイドが先に出たのは、通常の住居、住宅のようなところで、シックハウス問題が生じているということで、労働環境とは本来言えないということで、あった。通常の住居でもアスベスト飛散が認められるような状況があれば、その危険性と合わせて、そういった危険性が進めば、(建築)基準法でも積極的に取り組んできたい、取り組むべき課題であると思っているが、もうひとつ日本で労働環境まで建築サイトで材料までやるべきものか(どうか)。いずれにしても先ほど申し上げたように、情報交換、連携をして、規制の間に落ちないように。

【名取】アスベストによる病気の恐ろしいところは、40年、50年後に被害が起きてくること。いま健康被害が出ていないということで放っておくととんでもないことになる。いまのうちにできることをやっておかないといけない。

【永倉】先ほど話した練馬区の調査のきっかけになったのは、教育センターという施設。そこは、天井が吹き付けアスベストで、露出している。幼児室、プレー室という2つの子供が遊ぶ部屋については、吹き付けアスベストにボートが打ちつけてある。下からボールをぶつくと跡がつくから、子供たちが喜んでボコボコやる。そのときに子供たちはかなり吸っているはず。ただシックハウスのようにすぐ症状が出るわけではないが、何十年後かに病気になる可能性がある。そういう状況はもうなくしていかないといいけない。

【大内】今の説明で非常に問題があると思うのは、住宅環境で一般の人が被害を受けるのと労働環境で作業する人を被害を受けることは分けて考えている。でも、建材を使うということにおいては、私たちの生活の中で、労働作業で使うのも普通のところで使うのも日常生活の中では一体化して行なわれる。建築基準法の目的の生命が労働者の生命を除外しているわけではないと思う。一体的に全部の生活を総合的に考えた中で、どのように守るかという視点をとっていただかないと、労働サイトで守るのは自分の仕事ではない、厚生労働省の仕事と分担させるようなかたちで考えるのは、法律の趣旨から外れてしまうと思う。考え方をあらためて、自分たちの法律だということで、この法律の一部を厚生労働省に預

けるようなかたちでの施行の仕方はしないようにしていただきたい。

【古川】先ほどから話に出ているが、労働と一般の環境はもう区別がなくなってきたと思う。私は、大阪からきたが、主人が中皮腫で亡くなり労働災害として認められたが、ある知り合いが、普通の居住空間の倉庫として使われているところに、アスベストが吹き付けられている。剥がれてきて空気中に飛散している。それでも、今の法律だと何もできないことになってしまう。そういうところで一般の人たちにも危険が一杯迫っている。うちの分担、どこの分担ではなく、対処していただきたい。

【住宅局建築指導課回答】厚生労働省との関係で責任のなすりつけあいを行っているということではなく明らかに現時点でアスベストは気中濃度が労働環境において高いということをもって、厚生労働省の関係法令の中で規定されているもの。これが気中濃度がかなり低くても相当の危険があるというような研究が進めば、やはり一般建築物においても当然規制すべきだと思っているが、現時点では気中濃度の高い労働作業環境のような状況で危険性が指摘されているということで、それに応じた対応ということで厚生労働省が先行しているものと理解している。

【古川】それは、おかしい。対応が手遅れになる。

【名取】実際に、どうみても労働環境(による曝露が原因)じゃないなという中皮腫の被災者が出はじめつつあるのが現実。住居の曝露のみによる発病だということが100%明らかな事例が出てからでないとなかなかないというような行政のあり方は問題だ。

劣化した吹き付けアスベストが使用されている建築物が、適切に管理されないまま使用されている状況があることについて、どのようにお考えか、再度お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】冒頭申し上げたとおり管理についての徹底化を繰り返し周知しているところだが、手段がだんだん定例化してきているところでもあるので、今回こういった新しい政令の動きをとらえて、何らかの周知の徹底を図るような取り組みを検討してまいりたい。

劣化した吹き付けアスベストが使用されている建築物について、所有者や利用者に注意を喚起することは、適切な建設行政の範囲に含まれると考えるが、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】過去、数年前の要請の時にも話したことが、例えば、定期報告制度という制度が建築基準法の中にあるが、今回若干制度を改正したところであり、改正自体は歌舞伎町の火災をとらえて改正したものだが、その改正された手続を周知、普及していく機会が今後あるから、そういう機会をとらえて、言われているような建築物の所有者、利用者への注意喚起を図ってまいりたいと考えているところ。

3. 既存のアスベスト含有建材対策

昨年、日本産業衛生学会において、吹き付けアスベストのある部屋の天井や照明器具を処理する際に、アスベストが飛散することが報告された。既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針「同解説」に述べられた「除去作業の手順」では、吹き付けアスベスト対策は不十分である。同様に、除去業者の聞き取り調査から、アスベスト含有建材の早急な対策が必要である。作業に従事する労働者の健康影響及びリフォーム時の環境への飛散の問題であるだけでなく、建築の改築や解体の工法としての適切な施行が行われるためには、施主と業者の関係、関連業種の指導や監督、産業廃棄物対策という点でも、国土交通省の積極的な関与や検討が必要と思われる。

貴省は、既存のアスベスト建材の改築や解体について、アスベストの飛散に焦点を当てた実態把握、実現可能な工法の検討等を貴省独自で行う点のお考えを、お聞かせいただきたい。

【官庁営繕部建築課回答】私どもが発注する環境営繕に当たっては、改修の仕様書に基づいて、飛散状況等の実態把握をしながら工事を進めることになっている。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】付け加えると、共通仕様書については、昨年ご説明しているが、これは私どもが発注する工事に対してということで作成しているが、その影響は、官民間わず広く影響があるということで、先導的立場ということに立って、そういう観点を踏まえながら行なっている。

貴省が平成12年3月31日付で発出された通達「非飛散性アスベスト含有建材の取り扱いについて」(営計第44号)に基づく、平成14年度の貴省発注工事の件数及び通達の実施状況についてお聞かせいただきたい。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】今回、直轄工事におけるアスベスト関連改修工事の実績ということで、昨(昭和14)年度分をまとめた。

吹き付けアスベスト..工事件数 14、撤去面積 (m²) 12,901

非飛散性アスベスト..工事件数 44、撤去面積 (m²) 13,717

傾向として工事件数は結構年度ごとに差がある。必ずしも減ってるとか増えているとういのかたちではないが、平成14年度については、例年よりもかなり増加している。これは、新鋭の建物が新たにつくるときに解体や改修工事の需要があるとういのかたち。

古谷】非飛散性アスベストの件数については、平成14年度版の共通仕様書が出されたことによって増えたという面はあるか。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】そういう影響はないと思う。

大内】これは、どのような調査記録に基づいて集計されたものか。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】国土交通省の官庁営繕直轄工事の改修工事の集計数。

大内】都道府県等の営繕関係の公共工事などは取りまとめていないのか。調査はできないか。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】われわれの方は直接の関係はない。調査は、われわれとしては難しい。

官庁営繕部建築課回答】権限がない。もうひとつ別に...(一部聞き取れず)..国土交通省で工事を担当する(交渉)工事というのがあり、これまでアスベストがどれくらい残っているのか、私どもが工事をする国の施設については調査を行っている。

永倉】報告書にはなっているか。

官庁営繕部建築課回答】報告書というほどにはなっていないが、どれくらいの件数があるかとか...

古谷】提供していただけないか。

官庁営繕部建築課回答】最初は昭和62年度。調査は何回も行なわれていて、最終は昨年度。(提供については)出せるものと出せないものがあるので、検討させていただきたい。

大内】物件名についても公表できないのか。

官庁営繕部建築課回答】われわれがすべて管理しているわけではなく、管理官庁の判断もある。

大内】民間の建物でも大気汚染防止法で取り壊しの申請とかを出したものは、住所や所有者も含めて全部開示されている。場所、施設名、建築年度とか、吹き付けアスベストの種類とか含有率なども調査していたら...

官庁営繕部建築課回答】建物を管理している官庁の了解が得られないと、私どもとしてはできない...若干のやりとりの後、いずれにしろ、「検討させていただく」ということに...

古谷】吹き付け以外の成形板等についてはどうか。

官庁営繕部建築課回答】成形板については、そこにある分については危険ではないと理解していて、ただ改修・解体時に影響があるということで、その際には中が必要という立場で仕様書を書いている。

古谷】環境省との議論のひとつなのだが、いざ工事のときになってアスベスト含有成形板かそうでないかということではなく、あらかじめそこにアスベスト含有成形板があることはわかっているのだから工事の時にはこうしようと、あらかじめ確認されていると、事態はかなり変わってくるという問題意識を

もっており、その点でも営繕部が先導役を果たしてほしいと思っている。

官庁営繕部建築課回答】すべてを調査するという事は、吹き付けよりももっと難しいしわれわれは、改修工事をやる前に確認しろと指示しており、その中では漏れはないと思っているが、どう確認するかは「施行調査」という項目に書いているので、その手法をとってやっているという状況。

古谷】それと、営繕部の方では、溶融固化という処理方法はやられていないのか。仕様書ではふれられていないが。

官庁営繕部建築課回答】いや、まったくゼロというわけではなく、できないもの 配管とか鉄にくっついていてものはなかなか分離が難しいので、溶融という場合もある。

古谷】そこらへんの技術可能性等を整理できないか。

官庁営繕部建築課回答】それはなかなか難しく受け入れ先の問題があるので、受け入れ先がきちんと受け入れてもらえるかどうか、処理施設の環境がよいかどうか、等々の問題があるので、これは個別に対応して対処するしかない。書いてしまうと、できるのかということになってしまう。

古谷】皆さんのところに話が来て、判断してやっているということ？

官庁営繕部建築課回答】われわれが全部やっているわけではなく、各地方地方の方で判断して。

同通達では、「処分等」について、「一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する」とされ、建設副産物適正処理推進要項の解説」では、非飛散性アスベストについて、できるだけ直接埋め立て処分することが望ましいとされている。「処分等」について、「特別管理産業廃棄物として管理型処分場で埋め立て処分する」とすべきと思われるが、再度いかがお考えか。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】アスベスト成形板については、安定型処分場というかたちで、共通仕様書の中で記載されているが、当省の考え方としては、非飛散性アスベストについては、廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する安定型処分場で処理するという事で問題ないであろう。この件については、(社)日本石綿協会のホームページでも、安定型処分場で記載されている。そういう観点から、安定型処分場ということにしている。ただわれわれ、官庁といっても発注官庁なので、そういうものを決定する権限はない。実態を申し上げますと、地方自治体、こちらは受け入れ側なので、そちらの方が安定型処分場とそういったものを決定する権限があるのだが、そちらの中では、安定型がもちろんだが、管理型というところもある。だから、仕様書を今年度改訂(作業を)している。そのへんの書きぶりをちょっと実態に合わせたかたちで見直したい。

古谷】今年度も改訂作業をしているのか。定例は4年ごとと聞いたが。

官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】各省庁の仕様書を、昨年、統一化というかたちをやった。その中で表面上は統一化したのだが、中味でいろいろなところで検討しなければいけないというところがあったので、そういうところを来年度くらいには見直しを考えている。

4. 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設リサイクル法基本方針」の「非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある」の部分の実効性の確保について、どのようにお考えか。非飛散性アスベストの取り扱いについて、わかりやすいパンフレット等作成するお考えはないかお聞かせいただきたい。

総合政策局建設業課回答】建設リサイクル法は、対象建設工事について、特定建設資材廃棄物を分別し、再資源化することを義務づけている法律であり同法に基づいて、非飛散性アスベストの取り扱いに関するパンフレット等を作成する予定はない。なお、当該箇所は、解体工事に際しての非飛散性アスベストの取り扱いの留意事項として示したものであり、具体的には、労働安全衛生法等の法令に基

づいて工事を行なうべき事項であると考える。

の実効性について、石綿対策全国連絡会議が行ったアスベスト除去業者へのアンケート調査及び聞き取り調査(添付資料参照)では、アスベスト含有建材で、アスベスト粉じんの発生しやすい天井板などの解体の際、バールなどでこなごなに破碎して撤去し、安定型処分場へ廃棄されるケースの実態が浮き彫りにされている。アスベスト除去業者においてさえ含有建材の取り扱いは十分とは言えないが、一般の解体業者においては、建設リサイクル法基本方針の「非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起ささないような措置を講ずる必要がある」との認識が徹底されているとはいいがたいと思われる。アスベスト除去工事に関するライセンス制度の実施等、検討するお考えはないかお聞かせいただきたい。

【総合政策局建設業課回答】これも先ほどと同じようなことになろうかと思うが、同法に基づいて、ライセンス制度等を実施する予定はない。

【古谷】営繕の方は以前からアスベストの危険性について問題意識をもっておられ、厚生労働省が禁止に動き出してから建築指導の方もそういう流れになってきたということを実感しているのだが、その点でいうと、昨年、一昨年も言ったと思うが、建設リサイクルの方は、法律が動き出してやらなければならないことが一杯あるということはよくわかるのだが、解体業を「業」として位置づけたわけなので、その中でアスベスト処理にももう少し前向きになっていただけないかと切望している。

【永倉】建設リサイクル法というのが、ひとつの大きな、解体現場でアスベストを飛散させないネットにならないと、その後が抑えられない。処分場でも野放しになって出てしまう。

【古谷】建設リサイクル法によって公認された解体業者なら、きちんとしたアスベスト工事ができるという体系にはなっていない。

【総合政策局建設業課回答】今後どうしていくかということについては、大変失礼なのですが、本日私代理で来ていまして、皆さんの要望は伝えます。

5. 国際海事機関・バーゼル条約におけるアスベスト対策の進展状況

船舶設備規定・小型船舶安全規定・小型漁船安全規則の、石綿を含む材料の使用禁止例外3品目の国内使用実績に関してお聞かせいただきたい。

【海事局船用工業課回答】われわれが、日本船用工業界という団体を使ってアンケート調査を行った結果で把握している限りでは、使用実績はなかった。

現存船にすでに設置されているアスベスト対策に係る、バーゼル条約・IMO等における昨年以降の動向、及び、国内的な対応の方針についてお聞かせいただきたい。また、国内対応について関係業界とも相談しながら検討していこうと考えるとお話であったが、進捗状況をうかがいたい。

【海事局安全基準課回答】IMOにおいては、(国際海上人命安全)条約改正によりアスベストは新規使用禁止となっている。また、船上での保守・監視のためのガイドラインについては、関係団体に情報は流しているが、具体的には船主協会とか造船工業会等と情報を共有しているところ。聞いた範囲では、強制ではないのだが、各団体等においてガイドラインに従って管理等が行なわれているとうかがっている。

【古谷】日本語訳はないか。

【海事局安全基準課回答】ない。それ以外の動きがあるかということ、特段の動きはない。

【海事局造船課回答】造船課は船舶の解撤の方から関係してくるが、船舶の解撤自身は、現在、国内ではほとんど行なわれていない。人件費の低い開発途上国で行なわれている。中国、インド、パキスタン、

トルコが主要解撤国になっている。解撤場 解撤ヤードというが、その環境保全、労働安全衛生対策ということで、バーゼル条約 UNEP の方で解撤ガイドラインを、また、IMO も船全般の観点で解撤ガイドラインを検討している。昨年12月に、UNEP の方の解撤ヤードのガイドラインが採択され、これは非強制だが、アスベストもその中にこういうふうに取り扱いなさいと書かれているが、すべての化学物質の安全取り扱いのための指針のようなものが採択されていて、今やっているところ。IMO の方は先週 MEPC49 というのが行なわれ、そこでガイドラインが検討され、同じように船舶に装備されているアスベストを含めて、どこにどういふふう配置されているかということ、解撤ヤードにもっていったときに先ほどの危険物質の取り扱いを踏まえて壊すにあたって必要な情報として、インベントリー・リストというものをつくっていきましょうということが、まだ決まったわけではなく、秋以降に開かれる総会で採択される予定である。あとILO のガイドラインが、労働安全衛生の観点から議論されており、本来5月当りに会議が開かれて採択される方向になっていたのだが、SARS の影響で延期され、いつ開かれるかまだ決まっていない。ともかく、船舶の解撤ということで、アスベストを含む有害物質の取り扱いについては、そのような状況である。

古谷】 昨年から「シップリサイクル検討会」が開かれているとのことだったが。

【海事局造船課回答】 いま申し上げたような動きに対する国際対応をどうしていくか。日本では実際には解撤は行っていないので、船主責任。それから、どこに有害物質が使われているか、新しい船については当然アスベストはないのだが、既存船について、インベントリー・リストを、製造物責任というか、そういう立場で関わっており、そのことの対応を決めるために「シップリサイクル検討会」を開いており、去年以降、4月25日に開き、先ほど申し上げたMEPC49におけるわが国の対応についても一応ここで検討した。

古谷】 インベントリー・リストについては、IMO の次回の総会で決まると思うが、国内的にそれにどう対応していく方向か。

【海事局造船課回答】 IMO のガイドラインは非強制だが、そういう流れになっていく、採択されれば、今まだ結局、国際会議でのガイドラインの内容についての議論になっているので、決まってからの…。

IMO の総会後には、検討会を開こうと考えている。

古谷】 この前に建築物に関する話をしていたのだが、アスベストがここにあるということがあらかじめわかっていたら、改修・解体等の時に非常に大事なことで、船舶の方が先行してやられることになると思う。強制か非強制かは別として。

【海事局造船課回答】 流れとしては、そういうこと。

永倉】 非強制ということになると、インベントリー・リストについて、国土交通省の方で集約することにはならないか。

【海事局造船課回答】 まだ実際どこでどうやるかということは、結局、ある程度の強制化をにらんだかたちになるので、まだ今のところ考えていない。造船課は、船を造る生産会社を所管する立場なので、船が解体されるまでそういうことを強制的にもたせるといことは、造船所ということのを離れてしまうので、今のところ返答のしようがない。